

別紙1-1-2 各条における申請対象設備

(第5条：安全機能を有する施設の地盤)

(第32条：重大事故等対処施設の地盤)

## 目 次

1. 概要
2. 基本設計方針と申請対象設備の紐付け
3. 系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証
4. 機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するもの検証
5. 設計中の設備の検証

添付1：申請対象設備リスト（第5条：安全機能を有する施設の地盤、第32条：重大事故等対処施設の地盤）

## 1. 概要

本資料は、補足説明資料「本文、添付書類、補足説明項目への展開」（各条00資料）にて整理した別紙2に基づき、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備・機器について、基本設計方針と申請対象設備を紐付けし、申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するものである。

## 2. 基本設計方針と申請対象設備の紐付け

申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するため、別紙2にて基本設計方針の適用を受ける主な設備を明確化し、さらに、申請対象設備と基本設計方針の紐付けを行い、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明するために必要な設備が抜けなく抽出されていることを検証する。

基本設計方針と紐付けをした申請対象設備リストを添付1に、紐付けした別紙2を別紙1-1-40に示す。

## 3. 系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証

施設を構成する設備等には、機器単体で技術基準規則への適合を達成するものと系統として技術基準規則への適合を達成するものがあり、特に系統として機能、性能を達成するものに対しては、当該系統の中で安全機能に関する対象範囲や対象機器を抽出することが必要である。

第5条 安全機能を有する施設の地盤、第32条 重大事故等対処施設の地盤において、機能要求②となる系統として機能、性能を達成する設備はない。

## 4. 機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証

別紙2で基本設計方針との紐付けにより該当する設備のうち、「機器単体で機能、性能を達成する設備（機能要求②が要求される機器単体）」及び「機能要求①に該当する設備」、「設置要求に該当する設備」のそれぞれが設工認申請対象設備となる。

なお、設置圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置すること等を施設共通基本設計方針として示す。

## 添付 1

### 申請対象設備リスト

(第5条：安全機能を有する施設の地盤)

(第32条：重大事故等対処施設の地盤)

申請対象設備リスト (各条における申請対象設備)  
(1/1)

番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	基本設計方針 指付け番号	エビデンス 指付け番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考	
	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	設計基準対象の施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	燃料取出し準備設備	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	建物・構築物	5条-2-1,2-2,3,4,6-1,6-2,7,8	—	屋外	一式	①-3	既設	安重	—	S/1.2Ss	—	—		
	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	設計基準対象の施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	燃料取出し準備設備	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/安全冷却水系冷却塔A,B基礎間潤道	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/安全冷却水系冷却塔A,B基礎間潤道	建物・構築物	5条-2-1,2-2,3,4,6-1,6-2,7,8	—	屋外	一式	①-2	既設	非安重	—	S/-	—	—		
	再処理設備本体	せん断処理施設	—	燃料供給設備	—	—	前処理建屋	前処理建屋	建物・構築物	5条-2-1,2-2,3,4,6-1,6-2,7,8	—	屋外	一式	②-3	既設	安重	—	S/1.2Ss	—	—		
	再処理設備本体	せん断処理施設	—	燃料供給設備	—	—	前処理建屋/分離建屋/精製建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/制御建屋/非常用電源建屋/冷却水設備の安全冷却水系/主排気筒/主排気筒管理建屋間潤道	前処理建屋/分離建屋/精製建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/制御建屋/非常用電源建屋/冷却水設備の安全冷却水系/主排気筒/主排気筒管理建屋間潤道	建物・構築物	5条-2-1,2-2,3,4,6-1,6-2,7,8	—	屋外	一式	②-3	既設	非安重	—	S/1.2Ss	—	—	—	
	再処理設備本体	分離施設	—	分離設備	—	—	分離建屋	分離建屋	建物・構築物	5条-2-1,2-2,3,4,6-1,6-2,7,8	—	屋外	一式	②-3	既設	安重	—	S/1.2Ss	—	—		
	再処理設備本体	分離施設	—	分離設備	—	—	分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間潤道	分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間潤道	建物・構築物	5条-2-1,2-2,3,4,6-1,6-2,7,8	—	屋外	一式	②-3	既設	安重	—	S/1.2Ss	—	—		
	再処理設備本体	分離施設	—	分離設備	—	—	分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃液処理建屋/分析建屋間潤道	分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃液処理建屋/分析建屋間潤道	建物・構築物	5条-2-1,2-2,3,4,6-1,6-2,7,8	—	屋外	一式	②-3	既設	安重/非安重	—	S,B/1.2Ss	—	—		
	再処理設備本体	精製施設	設計基準対象の施設	ウラン精製設備	—	—	精製建屋	精製建屋	建物・構築物	5条-2-1,2-2,3,4,6-1,6-2,7,8	—	屋外	一式	②-4	既設	安重	—	S/1.2Ss	—	—		
	再処理設備本体	精製施設	設計基準対象の施設	ウラン精製設備	—	—	精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間潤道	精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間潤道	建物・構築物	5条-2-1,2-2,3,4,6-1,6-2,7,8	—	屋外	一式	②-3	既設	安重	—	S/1.2Ss	—	—		
	再処理設備本体	脱硝施設	—	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	建物・構築物	5条-2-1,2-2,3,4,6-1,6-2,7,8	—	屋外	一式	②-3	既設	安重	—	S/1.2Ss	—	—		
	製品貯蔵施設	—	—	ウラン・プルトニウム混合脱硝貯蔵設備	—	—	ウラン・プルトニウム混合脱硝貯蔵建屋	ウラン・プルトニウム混合脱硝貯蔵建屋	建物・構築物	5条-2-1,2-2,3,4,6-1,6-2,7,8	—	屋外	一式	②-4	既設	非安重	—	S/-	—	—		
	計測制御系統施設	—	設計基準対象の施設	制御室	—	—	制御建屋	制御建屋	建物・構築物	5条-2-1,2-2,3,4,6-1,6-2,7,8	—	屋外	一式	②-4	既設	非安重	—	S/1.2Ss	—	—		
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル廃液ガラス固化建屋	建物・構築物	5条-2-1,2-2,3,4,6-1,6-2,7,8	—	屋外	一式	②-3	既設	安重	—	S/1.2Ss	—	—		
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	高レベル廃液ガラス固化建屋/第1ガラス固化体貯蔵建屋間潤道	高レベル廃液ガラス固化建屋/第1ガラス固化体貯蔵建屋間潤道	建物・構築物	5条-2-1,2-2,3,4,6-1,6-2,7,8	—	屋外	一式	②-3	既設	非安重	—	S/-	—	—		
	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	ガラス固化体貯蔵設備	—	—	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟	建物・構築物	5条-2-1,2-2,3,4,6-1,6-2,7,8	—	屋外	一式	②-4	既設	安重	—	S/-	—	—		
	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	チャンネルボックス・バーナブルボイスン処理系	—	チャンネルボックス・バーナブルボイスン処理建屋	チャンネルボックス・バーナブルボイスン処理建屋	建物・構築物	5条-2-1,2-2,3,4,6-1,6-2,7,8	—	屋外	一式	②-4	既設	非安重	—	S/-	—	—		
	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	ハル・エンドピース貯蔵系	—	ハル・エンドピース貯蔵建屋	ハル・エンドピース貯蔵建屋	建物・構築物	5条-2-1,2-2,3,4,6-1,6-2,7,8	—	屋外	一式	②-4	既設	非安重	—	S/-	—	—		
	放射線管理施設	設計基準対象の施設	—	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	—	主排気筒管理建屋	主排気筒管理建屋	建物・構築物	5条-2-1,2-2,3,4,6-1,6-2,7,8	—	屋外	一式	②-4	既設	非安重	—	S/1.2Ss	—	—		
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	主排気筒	—	—	主排気筒	主排気筒	排気筒	5条-2-1,2-2,3,4,6-1,6-2,7,8	機-07-1	屋外	一式	②-3	既設	安重	常設SA	S/1.2Ss	主：主排気筒 副：廃ガス貯留設備 代替セル排気系	—	—	
	その他再処理設備の附属施設	—	—	緊急時対策所	設計基準対象の施設	緊急時対策所	緊急時対策建屋	緊急時対策建屋	建物・構築物	5条-6-1,6-2,7,8	—	屋外	一式	②-4	改造	非安重	—	C/1.2Ss	—	—		
	その他再処理設備の附属施設	—	—	緊急時対策所	重大事故等対処設備	緊急時対策建屋電源設備	重油貯槽	重油貯槽	容器	5条-6-1,6-2,7,8	—	屋外	2	②-4	新設	—	常設SA	-/1.2Ss	—	MOX (再処理主)		
	その他再処理設備の附属施設	—	—	電気設備	設計基準対象の施設	電気設備	非常用電源建屋	非常用電源建屋	建物・構築物	5条-2-1,2-2,3,4	—	屋外	一式	②-3	既設	非安重	—	S/-	—	—		
	その他再処理設備の附属施設	—	—	電気設備	設計基準対象の施設	ディーゼル発電機	燃料油貯蔵タンク	燃料油貯蔵タンク	容器	5条-2-1,2-2,3,4	機-07-3	GA	4	②-3	既設	安重	—	S/-	—	—		
	その他再処理設備の附属施設	—	—	冷却水設備	設計基準対象の施設	安全冷却水系	第2非常用ディーゼル発電機用 安全冷却水系冷却塔	冷却塔	熱交換器	5条-2-1,2-2,3,4	機-07-3	屋外	2	②-3	既設	安重	—	S/-	—	—		
	その他再処理設備の附属施設	—	—	—	設計基準対象の施設	—	重油タンク室	第1非常用ディーゼル発電機用重油タンク室	建物・構築物	5条-2-1,2-2,3,4	—	屋外	一式	①-3	既設	安重	—	—	—	—		
	その他再処理設備の附属施設	—	—	冷却水設備	設計基準対象の施設	安全冷却水系	再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔	安全冷却水系冷却塔	熱交換器	5条-2-1,2-2,3,4	機-07-1	屋外	2	②-1/②-3	改造/既設	安重	—	S/-	—	—		
	その他再処理設備の附属施設	—	—	冷却水設備	設計基準対象の施設	安全冷却水系	冷却塔	安全冷却水系冷却塔	熱交換器	5条-2-1,2-2,3,4	機-01-2	屋外	2	①-3	改造	安重	—	S/-	—	MOX (再処理主)		
	その他再処理設備の附属施設	—	—	補機駆動用燃料補給設備	—	—	第1軽油貯槽	第1軽油貯槽	容器	5条-6-1,6-2,7,8	—	屋外	4	①-3	新設	—	常設SA	-/1.2Ss	—	MOX (再処理主)		
	その他再処理設備の附属施設	—	—	補機駆動用燃料補給設備	—	—	第2軽油貯槽	第2軽油貯槽	容器	5条-6-1,6-2,7,8	—	屋外	4	①-3	新設	—	常設SA	-/1.2Ss	—	MOX (再処理主)		
	施設共通	—	—	—	—	—	—	基本設計方針	—	5条-2-3,5-3,6-3,9-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		